

議事日程（第3号）

令和4年9月22日 午後1時開議

- 第1 議案第42号 千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第43号 千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第44号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第45号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第46号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第48号 公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第49号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第50号 千代田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第51号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第52号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第53号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第54号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第55号 千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第56号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第57号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第40号 令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号
- 第18 議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議員提出議案第6号 千代田区学校給食費の助成に関する条例
- 第20 報告第4号 令和3年度千代田区健全化判断比率について
- 第21 報告第5号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

令和4年9月22日

千代田区議会議員長 桜井ただ





04 特人委給第 412 号

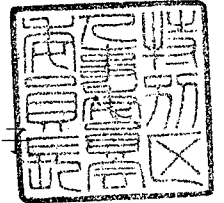
令和 4 年 9 月 20 日

千代田区議会議長

桜井 ただし 様

特別区人事委員会

委員長 中山 弘



「職員に関する条例」の改正等に係る人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 4 年 9 月 13 日付 4 千区議会発第 104 号により意見聴取のあった下記条例案については、異議ありません。

記

- 1 議案第43号 千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第44号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第45号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第46号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第48号 公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第49号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第51号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第52号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第56号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第57号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



議員提出議案第6号

千代田区学校給食費の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月22日

提出者 千代田区議会議員

長谷川みえこ

小枝すみ子

岩田かずひと

飯島和子

牛尾こうじろう

木村正明

千代田区学校給食費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、千代田区立の小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の学校給食に要する経費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する保護者が負担する学校給食に要する経費をいう。以下「学校給食費」という。）について、学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するとともに、学校給食を充実させ、食育を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、区立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(助成金の交付申請及び受領)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

2. 前項の場合において、申請者は、学校給食費助成の交付の申請及び受領を、児童若しくは生徒が在籍する区立学校の校長又は千代田区教育委員会に委任するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(返還)

第6条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、申請者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(説明)

学校給食は教育の一環であり、食育は、「生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する」（食育基本法）ものです。学校給食の無償化は、憲法の定める義務教育の無償の実践であるとともに、保護者の経済的負担と教員の事務負担の軽減を図ることになることから、本案を提案します。